

居宅訪問系サービス従業者の資格要件

サービス種類	サービス提供責任者	従業員
居宅介護	<p>① 介護福祉士、看護師、准看護師</p> <p>② 実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者</p> <p>③ 居宅介護従業者養成研修（訪問介護員養成研修）1級課程修了者</p> <p>④ 居宅介護職員初任者研修（介護職員初任者研修）修了者であって、3年以上介護等の業務に従事した者 （※④のサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合は10%減算）</p>	<p>① 介護福祉士、看護師、准看護師</p> <p>② 実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者</p> <p>③ 居宅介護従業者養成研修（訪問介護員養成研修）1級課程修了者</p> <p>④ 居宅介護職員初任者研修（介護職員初任者研修）修了者</p> <p>⑤ 障害者居宅介護従業者基礎研修（訪問介護員養成研修3級課程）修了者（※⑤の従業員がサービス提供を行った場合は10%又は30%減算）</p>
重度訪問介護	<p>① 居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者</p> <p>② ①に該当する従業者を確保できない、特にやむを得ない事情があると認められる場合、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任する。</p>	<p>① 居宅介護従業者の資格要件を満たす者</p> <p>② 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程・統合課程）修了者（※特に重度の障害者に対しての支援加算を算定する場合は、追加課程・統合課程の修了者のみ）</p>
同行援護	<p>以下の①および②、または③のいずれかに該当する者</p> <p>① 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護職員初任者研修修了者であり3年以上介護等の業務に従事した者、看護師、准看護師</p> <p>② 同行援護従業者養成研修一般課程（又は移動介護従業者養成研修の視覚障害者課程）及び応用課程（又は視覚障害者移動支援従事者資質向上研修）の修了者</p> <p>③ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者</p>	<p>以下の①～③のいずれかに該当する者</p> <p>① 同行援護従業者養成研修一般課程（又は移動介護従業者養成研修の視覚障害者課程）の修了者</p> <p>② 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護職員初任者研修修了者、看護師、准看護師であり、かつ視覚障がいや身体障がい者等の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に1年以上従事した経験を有する者（※障害者居宅介護従業者基礎研修（訪問介護員養成研修3級課程）修了者は10%又は30%減算。）</p> <p>③ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者</p>
行動援護	<p>行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。 （※平成33年3月31日までの間は、居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に5年以上従事した経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。）</p>	<p>行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。 （※平成33年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上従事した経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。）</p>